◎　補償裁決手続（土地収用法第９４条）の流れ

協　　議	■損失補償について、起業者（施行者）と損失を受けた者とが協議	■土地収用法第９４条第１項 ■土地区画整理法第７８条第３項 ■都市再開発法第９７条第２項　など
	■権利変換計画の縦覧の際に、権利者が施行者に意見書を提出	■都市再開発法第８３条第２項

「協議が不調」又は「意見書が不採択」となった場合

裁決申請	■収用委員会に申請書を提出 ・権利者から（損失補償については双方から）申請できます。 ・申請手数料が掛かります。	■土地収用法第９４条第２項、第３項 ・土地区画整理法第７８条第３項 ・都市再開発法第８５条第１項 第９７条第４項 などで準用

受　　理	■収用委員会が内容を確認して受理 ・書類に不備がある場合等、補正をお願いすることがあります。 ・補正がなされない場合は却下となります。	■土地収用法第９４条第４項

■意見書の提出 ・意見書や資料の提出をお願いする場合があります。	■土地収用法第６５条第１項
■調査・鑑定 ・収用委員会が必要に応じて実施します。	■土地収用法第６５条第１項第２号 第３号

審　　理	■審理への出席 ・あらかじめ期日等を通知しますので出席してください。 ・補償額等について意見書を提出したり意見を述べたりすることができます。	■土地収用法第６３条第２項 第６５条第１項第１号 第９４条第５項

裁　　決	■収用委員会が裁決 ・損失補償の金額や履行期限などを裁決し裁決書を送付します。	■土地収用法第９４条第８項